

年度更新と算定について

年度更新と算定基礎届を提出する時期になりましたので、簡単にご紹介します。

1. 年度更新

年度更新とは、前年度分の労働保険料（労災保険料・雇用保険料・一般拠出金）の確定申告・納付と当年度の労働保険料（労災保険料・雇用保険料）の概算申告・納付を同時に行う業務になります。

申告・納付期限は毎年6/1～7/10までとなっております。

年度（4月～翌3月）の給与等を集計し、保険料率を乗じることで、保険料を算出します。

※今年は年度の途中で雇用保険料が変更になりますので、年度更新の概算保険料のうち、雇用保険料については4/1～9/30、10/1～翌3/31の2つの期間でそれぞれの雇用保険料率で計算した合算を申告書に記載することになりますのでご注意ください。

2. 算定基礎届

算定基礎届とは、被保険者（役員・従業員等）に4月、5月、6月に支給した役員報酬・給与等を基準に、9月から翌年8月まで1年間分の社会保険料の標準報酬を決定するための業務になります。（定時決定）

提出期限は、7/1～7/10までとなっております。

ただし、昇給等により、固定給の変動に伴い、標準報酬が2等級変わる場合は標準報酬月額変更届（随時決定）により標準報酬が決定しますが、定時決定との関連から以下のように変更になります。

（1）前9月の定時決定から翌6月までに随時決定が行われた場合

例）6月に随時決定した場合

前9月～5月は、前定時決定標準報酬

6月～8月は、随時決定標準報酬

9月～翌8月は、定時決定標準報酬

（2）9月の定時決定から翌7月以降に随時決定が行われた場合

例）7月に随時決定した場合

前9月～6月は、前定時決定標準報酬

7月～翌8月は、随時決定標準報酬

例）10月に随時決定した場合

9月は、定時決定標準報酬

10月～翌8月は、随時決定標準報酬

※算定については、一時帰休（新型コロナウイルスによる休業等）で休業手当が支給されるケースがある場合は、通常とは異なる算定方法になる場合がありますのでご注意ください。（詳細は算定基礎届の記入・提出ガイドブック令和4年度を年金機構のHPでご確認をお願いします。）

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

